

## 茨城県特定給食施設等指導要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、健康増進法（平成14年法律第103号。以下「法」という。）第18条第1項第2号、同項第3号及び第22条に基づく、特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設（以下「給食施設」という。）に対する栄養管理の実施に関する指導及び助言について、茨城県健康増進法施行細則（平成15年規則第63号。以下「施行細則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、給食施設とは、学校、病院、介護老人保健施設、老人福祉施設、児童福祉施設、社会福祉施設、事業所、寄宿舎、矯正施設、自衛隊、一般給食センター、その他をいう。

2 給食施設のうち1回50食以上の食事を供給する施設（健康増進法施行規則（平成15年厚生労働省令第86号。以下「施行規則」という。）第5条に定める特定給食施設を除く。）は、その他の給食施設とする。

### (その他の給食施設の届出)

第3条 その他の給食施設の設置者は、その事業の開始の日から1月以内に、当該施設の所在地を管轄する保健所長（以下、管轄保健所長という。）にその他の給食施設事業開始届（様式第1号）を提出するものとする。

2 前項の規定による届出をした者は、届出事項に変更を生じたときは、変更の日から1月以内に、その他の給食施設届出事項変更届（様式第2号）を管轄保健所長あて提出するものとする。

3 第1項の規定による届出をした者は、給食事業を休止（学校給食の夏期休業期間を除き、1月以上給食事業を休止することをいう。）し、又は廃止したときは、その他の給食施設事業休止（廃止）届（様式第3号）を、休止又は廃止の日から1月以内に管轄保健所長あて提出するものとする。

### (栄養管理の実施に関する指導及び助言)

第4条 その他の給食施設の設置者は、施行規則第9条の栄養管理の基準に準じて栄養管理を実施するように努めるものとする。

2 管轄保健所長は、その他の給食施設の設置者に対し、栄養管理の実施に関し必要があると認めた場合は、適切な指導及び助言を行うものとする。

### (給食施設状況報告)

第5条 特定給食施設及びその他の給食施設の設置者は、毎年5月分の給食について、給

食施設状況報告書（以下「状況報告書」という。）（様式第4号）を作成し、翌月15日までに管轄保健所長に提出するものとする。なお、状況報告書の提出に代えて、いばらき電子申請・届出サービスにより報告を行うことができる。

- 2 特定給食施設の設置者は、施行細則第2条に規定する特定給食施設事業開始届を提出するときは、事業を開始した日の属する月の給食について、状況報告書を作成し、当該届に添付するものとする。
- 3 その他の給食施設の設置者は、第3条第1項に規定するその他の給食施設事業開始届を提出するときは、事業を開始した日の属する月の給食について、状況報告書を作成し、当該届に添付するものとする。

#### 付則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

この要綱は、平成16年7月1日から施行する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。